

令和4年分確定申告期にかかる税務支援業務*に従事する税理士会員の皆様へ

*:事務所型税務支援は除きます。以下同様です。

- 日本税理士会連合会では、会員の税務支援業務中のおケガや、保険期間中に新型コロナ等の特定感染症に罹患した場合の備えのため、傷害保険へ加入しております。傷害保険の補償内容・お問い合わせ先等については、以下の通りです。

加入する傷害保険について

保険種類	傷害総合保険（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）
保険契約者	日本税理士会連合会
保険の対象者	保険期間中の税務支援事業の従事者として、あらかじめ名簿登載された税理士会員（ただし特定感染症については、保険加入日から11日目以降に発病した者に限って補償）
保険期間（予定）	2023年1月4日～2023年4月4日 まで3か月間 期間途中で名簿登載された方は、登録手続き後の補償開始となります。

このような事故のときに、保険金のお支払い対象となります。

<税務支援業務中の事故>



- （会場内）
● 転倒してケガをした



- （道路）
● 階段から落ちてケガをした



- （交通機関）
● バスのステップを踏み外してケガをした

<保険期間中に発症した感染症> ※免責期間を除く



- 特定感染症に罹患した

※ 税務支援の会場とご自宅との往復途上における傷害危険についても補償します。ただし、他の目的で通常のルートを外れた場合等は、補償対象外となります。

ケガに関する補償



税務支援業務に従事中の事故に限定します（就業中のみ担保特約付帯）

保険種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金額
死亡・後遺障害 保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合または後遺障害が生じた場合。	300万円
入院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、入院された場合。 （入院日数に対して、180日を限度とします。）	日額10,000円
手術保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、所定の手術を受けた場合。 ただし、1事故につき1回の手術に限りです。	手術の内容により 入院日額の 10倍または5倍
通院保険金	急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、通院された場合。 （事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度とします。）	日額2,500円

特定感染症に関する補償

税務支援従事者に関わらず、保険期間中に発症した場合に対象となります（特定感染症危険補償特約（葬祭費用担保）付帯）

保険種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金額
後遺障害保険金	被保険者が保険期間中に特定感染症*1を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金（180日限度*2）、通院保険金（180日以内の90日限度）をお支払いします。	300万円
入院保険金		日額10,000円
通院保険金	また、被保険者が保険期間中に特定感染症*1を発病し、その直接の結果として180日以内に死亡したことにより保険契約者または被保険者の親族が負担した葬祭費用に対しても葬祭費用保険金を支払います（300万円限度）。	日額2,500円
葬祭費用	保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症*1に対しては保険金をお支払いできません。	300万円限度

*1 「特定感染症」とは、「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」により指定された新型コロナウイルス感染症および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2022年9月現在、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARS-CoV-2であるものにかぎります。）、腸管 出血性大腸菌感染症（O-157を含みます。）等が該当します。

*2 昨年度の保険から「みなし入院」の取り扱いが変更となっており、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象は、次に掲げる「重症化リスクの高い方」のみとなります。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

事故の際のご連絡先

WEBまたはLINEでの事故報告

- 右記の二次元コードから損保ジャパン公式サイト上の事故報告フォームにアクセスし、必要事項を入力の上ご報告ください。
- 二次元コードにアクセスできない場合は、下記のURLからアクセスしてください。
<https://www.sompo-japan.co.jp/covenanter/acontact/shogai/>
内容を確認後、損保ジャパン担当者よりご連絡させていただきます。



電話での事故報告

- 下記の連絡先までご連絡ください。
【損保ジャパン 事故サポートデスク】

0120-727-110

保険の内容に関する問い合わせ先

<取扱保険代理店> 有限会社税協連サービス

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8
日本税理士会館4階
TEL 03-5759-7688 FAX 03-5759-7690
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL:03-3349-5402 FAX:03-6388-0161
(受付時間：平日午前9時から午後5時まで)

- お問い合わせの際は、「税務支援に係る傷害保険の件」とお伝えください。
- 税務支援の運営や名簿登載に関するお問い合わせ等は、ご所属の税理士会へご連絡ください。
- 保険金請求のお手続きにつきましては、名簿登載者にお渡しする「保険金の請求方法」をご確認の上ご連絡ください。
- 昨年度の税務支援業務従事者（名簿登載された方）で、当該保険の補償対象であるケガ又は感染症に関し、まだ保険金を請求していない方は、損保ジャパンまでご連絡ください。

保険金の請求方法

WEB・LINE・電話にて保険会社へ直接ご報告ください。

WEBまたはLINEでの事故報告

- 右記の二次元コードから損保ジャパン公式サイト上の事故報告フォームにアクセスし、必要事項を入力の上ご報告ください。
- 二次元コードにアクセスできない場合は、下記のURLからアクセスしてください。
<https://www.sompo-japan.co.jp/covenant/acontact/shogai/>
内容を確認後、損保ジャパン担当者よりご連絡させていただきます。



電話での事故報告

- 下記の連絡先までご連絡のうえ、下記の「報告事項」をご申告ください。
【損保ジャパン 事故サポートデスク】

0120-727-110

<事故の際の報告事項> は以下の通りです。

契約情報	
ご契約者氏名	日本税理士会連合会
証券番号	R005145729 (加入者番号はありません)
被保険者情報	
事故に遭われた方の氏名	
ご連絡先	住所
	電話番号
	E-Mail
ご希望のご連絡先 (平日日中ご連絡可能な番号)	
事故(発症)日時	
事故に遭われた場所	
ご請求内容 (受傷症状等)	
※新型コロナウイルス感染症のご請求の場合は、以下もあわせてご申告ください。	
初診日	
陽性判明日	
療養終了日	

- ※ 保険金のお支払いにあたっては、保険金請求書の他に申告書や医師の診断書等の取り付けをお願いする場合がございます。受付後、必要書類等につきまして損保ジャパン保険金サービス課より電話・文書・LINE等でご案内させていただきます。
- ※ 昨年度の保険から「みなし入院」の取り扱いが変更となっており、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象は、次に掲げる「重症化リスクの高い方」のみとなります。
 - ・65歳以上の方
 - ・入院を要する方
 - ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
 - ・妊婦
- ※ 本契約については、事前に名簿登録されている方が対象となります。保険金請求にあたっては、名簿の確認が必要となるため、保険会社から税理士会に連絡が入ります。